

地方独立行政法人大阪市民病院機構理事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市民病院機構定款（以下「定款」という。）第23条の規定に基づき、理事会に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事)

第2条 定款第15条第5号に規定する理事会が定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 重要な規程の制定及び改廃に関すること
- (2) 重要な契約の締結、変更及び解除に関する事項
- (3) 地方独立行政法人大阪市民病院機構がその当事者である不服申立て、訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁に関する事項。ただし、医療事故その他の院内事故に起因する和解、斡旋、調停及び仲裁に関する事項で急を要するもの、支払督促申立に対する異議申立による訴えの提起及び和解に関する事項並びに理事会の議決により特に指定したものは、理事長においてこれを専決処分することができる。なお、これにより専決処分したときは、理事長はこれを理事会に報告しなければならない。
- (4) 法律上その義務に属する損害賠償の額の決定に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

2 次の各号に掲げる事項は、理事会への報告事項とする。

- (1) 次に掲げる職に係る人事異動に関すること

病院長、副院長、法人運営本部副本部長、法人運営本部総務部長、法人運営本部医事企画部長、法人運営本部改革推進室長、総合医療センター看護部長、総合医療センター薬剤部長、総合医療センター医療技術部長、十三市民病院事務部長、住之江診療所長

- (2) 前号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

(招集)

第3条 理事会は、定款第14条第1項及び第2項の規定に基づき、理事長が招集する。

2 理事会は、原則として月1回開催するものとし、必要に応じ臨時に開催する。

3 理事会の議案に付議すべき事項は、招集の際役員に通告しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(組織)

第4条 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(役員以外の者の出席等)

第5条 理事長は、必要と認めるときは、役員以外の者を理事会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(議長の職務代行)

第6条 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副理事長が議長の職務を行う。

(議事録)

第7条 議長は、理事会の議事について議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第8条 理事会の庶務は、法人運営本部総務部総務課において行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。